

新型コロナウイルス感染症予防のため登校を控える場合等の出席停止等について

これまで、インフルエンザ等の学校感染症等による欠席は、欠席扱いとはならない出席停止の措置をとってきており、欠席日数にはカウントしていませんでした。今般の新型コロナウイルス感染症の流行により当該感染症に感染した場合及びその予防のため登校を控える場合についても同様に欠席扱いとならず、出席停止等による措置となり、欠席日数にはカウントしなくなりました。

しかしながら、予防のため登校を控える場合(実際学校をお休みする)、「欠席扱いとなりません」「欠席日数にカウントしません」ということがとても分かりづらかったので、改めて、Q&A 方式でご説明いたします。



Q 新型コロナウイルス感染症感染予防のため登校を控えるお子さんの出席については、欠席扱いとはなりませんが、具体的にどのような扱いとなるのか教えてください。



A 登校を控える場合は、出席停止等の扱いとなります。出席停止等の場合は、授業日数から出席停止等の日数が引かれ、出席すべき日数が減ることとなります。出席日数が他の児童よりも少なくとも、欠席日数が増えることはなく、病気による欠席や事故による欠席の場合のみが欠席日数となります。具体的には、下をご覧ください。

※ 事故による欠席とは家庭の事情により欠席した場合などをいいます。

(通知表記載例)

登校を控えた日数

	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
A:授業日数	19	19	23	15	21	21	21	19	16	19	17	210
B:出停・忌引	0	0	0	0	15	3	0	0	0	0	0	18
C:出席すべき日数	19	19	23	15	6	18	21	19	16	19	17	192
D:欠席日数	病気	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	3
	事故	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	3
E:出席日数	19	18	22	15	6	15	20	19	16	19	17	186
備考	出席停止は新型コロナ感染症感染予防のため 15日 事故欠は家庭の事情のため 1日						出席停止は新型コロナ感染症感染予防のため 3日 事故欠は家庭の事情のため 2日					

(欠席日数の数え方)

欠席日数は、(A:授業日数)-(E:出席日数)ではなく、(C:出席すべき日数)-(E:出席日数) となります。

例) (A:授業日数)-(E:出席日数)

$$210 \text{ 日} - 186 \text{ 日} = 24 \text{ 日} \text{ ではなく、}$$

$$\underline{(C:出席すべき日数)-(E:出席日数)}$$

$$\underline{192 \text{ 日}} - 186 \text{ 日} = 6 \text{ 日} \text{ となり、}$$

欠席日数は 6日 となります。

*月別で見ると、

9月の場合 出席停止等の日数は 15日、欠席日数は 0日 です。

10月の場合 出席停止等の日数は 3日、欠席日数は、病気欠席 2日と事故欠席 1日の 3日 です。

11月の場合 出席停止等の日数は 0日、欠席日数は事故欠席に 1日で 1日 です。

*年間でみると、

出席停止等の日数は 18日、欠席日数は、病気欠席3日と事故欠席3日の 6日 です。

※ 出席すべき日数の数え方
出席すべき日数は、
(A:授業日数)-(B:出席停止・忌引)
として算出します。
例) 210日-18日=192日

Q 出席停止等以外はお休みしなかったのですが、出席停止等があると、皆勤にはならないのですか？



A 出席停止等は欠席ではないので、他の理由でお休みがなければ、皆勤となります。

(解説)

授業日数に対する出席日数ではなく、出席すべき日数に対しての出席日数なので、出席停止等があっても出席日数が他のお子さんより少なくなっても、欠席数は変わらないため、他の理由で欠席がなければ、皆勤となります。

Q 出席停止等があると、中学受験等に影響はありますか？



A 中学校の考え方にもよりますが、一般的には影響はありません。

(解説)

中学受験の際に提出する場合がある「調査書」には、「欠席日数」を記載することがありますが、出席停止等を除いた欠席した日を記載するので、中学校にもよりますが、一般的には影響はないものと考えられます。

上の例でいうと、欠席日数は24日ではなく、6日と記載します。

何かご不明な点がありましたら、直接学校にお問い合わせください。

お問い合わせ先
中央区立明正小学校
TEL 03-3551-5812